

附属機関等の設置及び運営に関する基準について（抜すい）

平成25年4月1日最終改正

第1 趣旨

この基準は、知事部局の附属機関及び委員会等の適正な設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第5 附属機関等の運営

附属機関等の運営に当たっては、法令等の定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 北海道行政基本条例（平成14年 北海道条例第59号）第5条第2項並びに北海道情報公開条例（平成10年 北海道条例第28号）第26条の規定により、原則として会議は公開とする。

ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でない認められる場合を除く。

(5) 附属機関等の会議については、附属機関等の会長等が当該会議に諮って、公開又は非公開の取扱いを決定する。

(6) 附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。

(7)～(8) (略)

<参考>

北海道行政基本条例

第5条 道は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。

2 道は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。

北海道情報公開条例

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。

- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として (1) いじめの事実確認、(2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

道内におけるいじめの現状

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】



この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

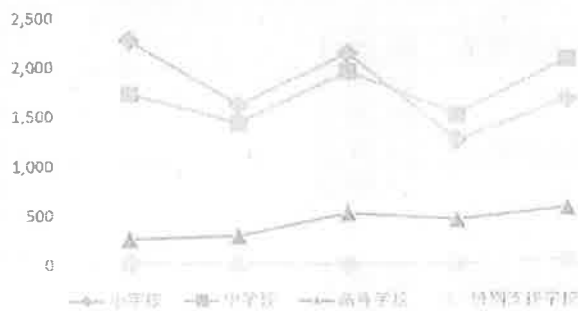
この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【北海道いじめの防止等に関する条例第2条第1項】

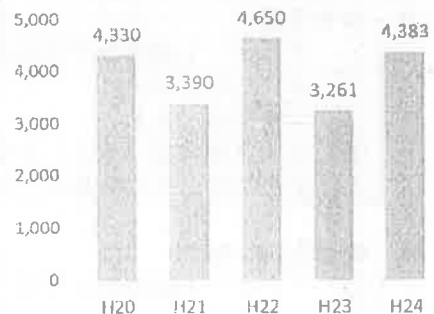
2 北海道におけるいじめの現状

(1) 北海道の公立学校におけるいじめの認知件数

公立学校におけるいじめの認知件数(校種別)

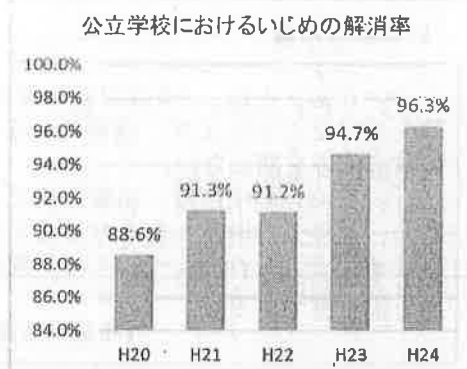
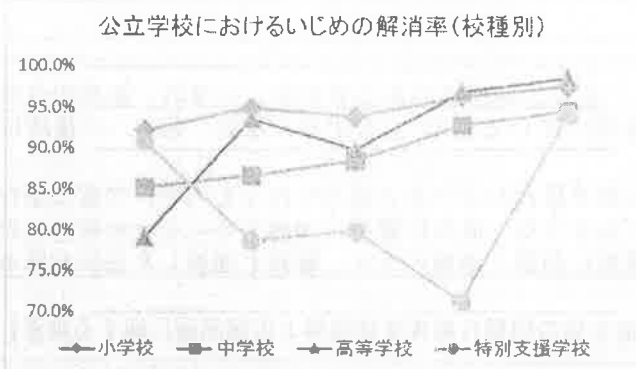


公立学校におけるいじめの認知件数



	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	2,285	1,627	2,148	1,261	1,676
中学校	1,748	1,444	1,964	1,525	2,082
高等学校	275	300	528	461	574
特別支援	22	19	10	14	51
合計	4,330	3,390	4,650	3,261	4,383

(2) 北海道の公立学校におけるいじめの解消状況



	H20	H21	H22	H23	H24
小学校	92.3%	95.0%	94.0%	96.4%	97.6%
中学校	85.3%	86.8%	88.6%	92.9%	94.6%
高等学校	79.3%	93.7%	90.0%	97.0%	98.6%
特別支援	90.9%	78.9%	80.0%	71.4%	94.1%
合計	88.6%	91.3%	91.2%	94.7%	96.3%

(3) いじめ発見のきっかけ(平成24年度校種別、上位5項目)

ア 小学校

① アンケート調査など学校の取組により発見	56.3%
② 学級担任が発見	15.2%
③ 本人からの訴え	13.7%
④ 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	9.2%
⑤ 保護者(本人の保護者を除く)からの情報	2.1%

イ 中学校

① アンケート調査など学校の取組により発見	50.8%
② 本人からの訴え	20.9%
③ 学級担任が発見	11.0%
④ 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	8.9%
⑤ 学級担任以外の教職員が発見	3.2%

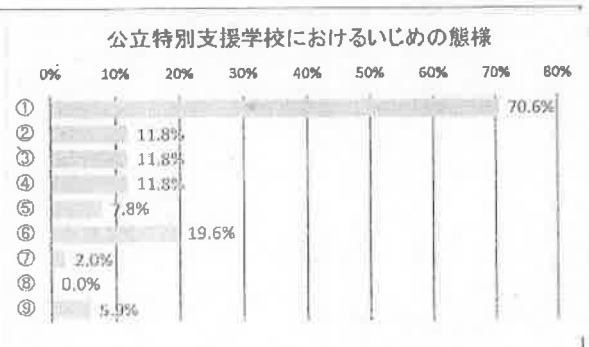
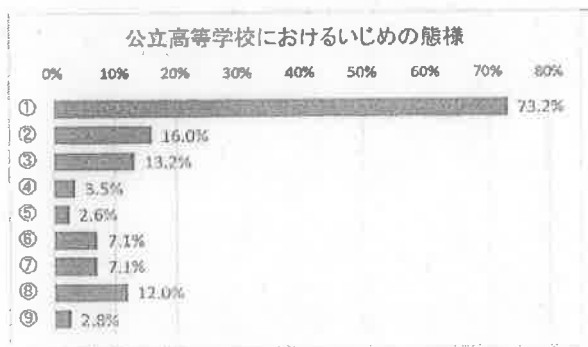
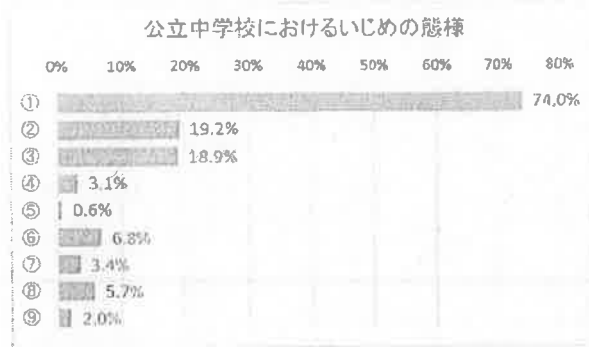
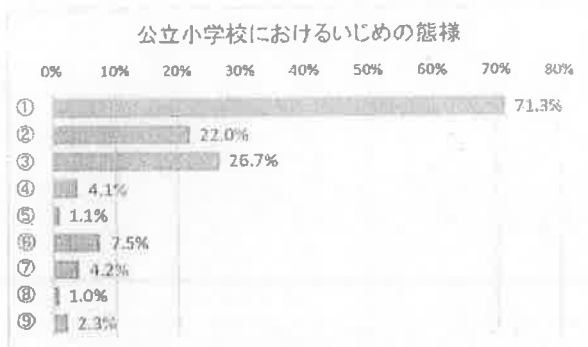
ウ 高等学校

① アンケート調査など学校の取組により発見	65.2%
② 本人からの訴え	14.3%
③ 学級担任が発見	10.3%
④ 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	4.0%
⑤ 学級担任以外の教職員が発見	1.4%

エ 特別支援学校

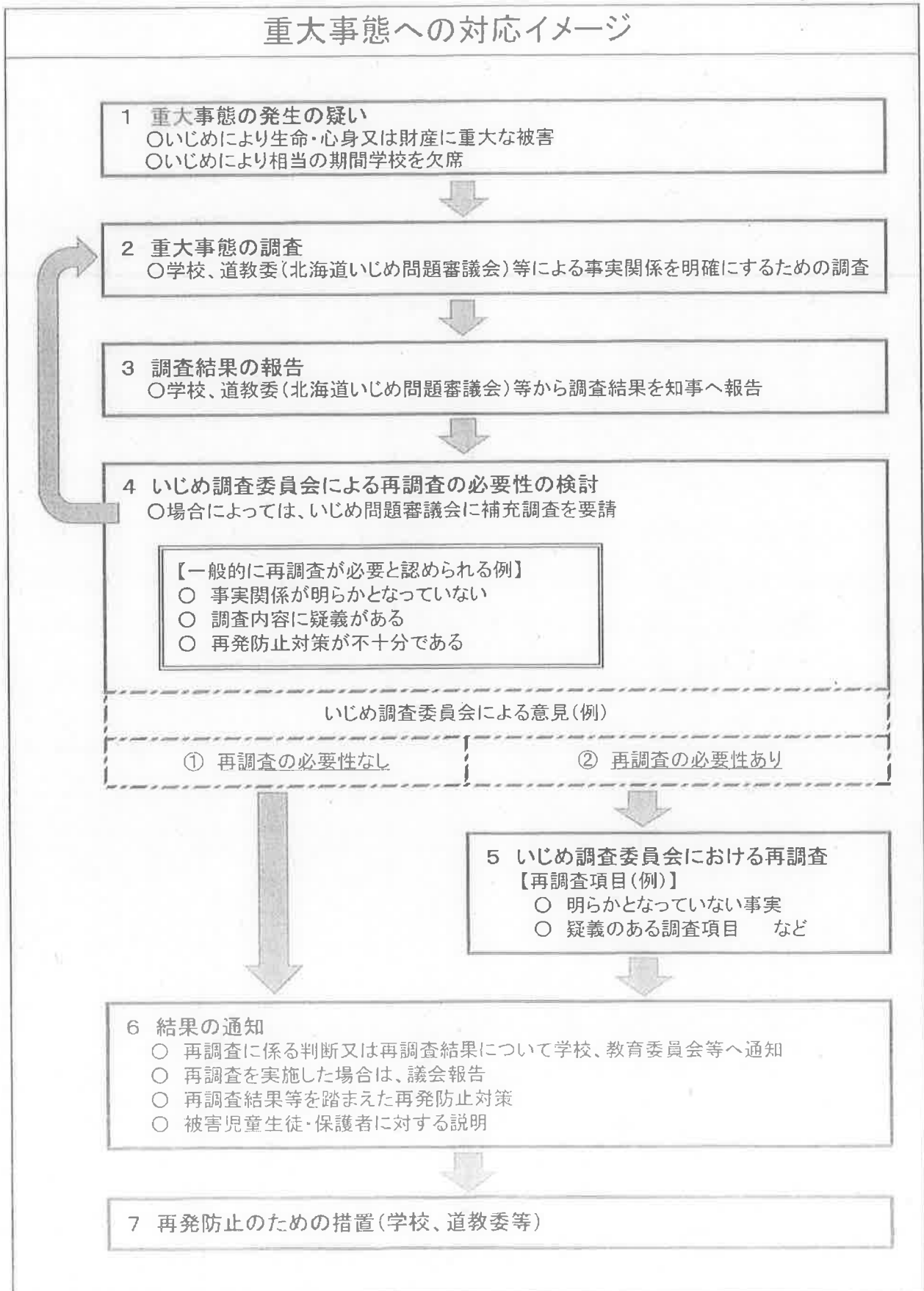
① アンケート調査など学校の取組により発見	51.0%
② 学級担任以外の教職員が発見	17.6%
③ 学級担任が発見	15.7%
④ 本人からの訴え	13.7%
⑤ 保護者(本人の保護者を除く)からの情報	2.0%

(4) いじめの態様（平成24年度校種別）



- | | |
|---|-----------------------------------|
| ① | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 |
| ② | 仲間はずれ、集団による無視をされる。 |
| ③ | 怪くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 |
| ④ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 |
| ⑤ | 金品をたかられる。 |
| ⑥ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 |
| ⑦ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 |
| ⑧ | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 |
| ⑨ | その他 |

重大事態への対応イメージ



いじめ再調査に係る着眼点 (例)

1 調査全般

項 目	具体的着眼点
(1) 適正な調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査担当者等が被害者又は加害者の親族や利害関係者であるなど調査の公平性・透明性が疑われるような状況がないか。 ○被害者やその家族の心情に配慮した調査が行われているか。
(2) 聞き取り調査の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○聞き取り調査は、必要な関係者全てに対して実施し、自発的に発言できる状況下において実施されているか。 ○聞き取り調査結果に関し、関係者間による矛盾はないか。 ○聞き取り調査ができなかった場合、その理由は真にやむを得ないと認めるに足る理由であることが疎明されているか。
(3) 資料の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○事実関係、動機や背景を疎明する資料の収集は可能な限り行われているか。 ○その他事実の核心をなす資料について収集されていないものはないか。 ○収集できない場合は、その合理的な理由が疎明されているか。
(4) 調査報告の書面化	<ul style="list-style-type: none"> ○調査結果は、調査種別ごとに報告書等により書面化されるとともに、その記載内容に誤りや矛盾はないか。
(5) 調査結果の取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○個別調査結果の間に矛盾や不合理な点はないか。 ○最終報告書は、個別調査の結果を客観的かつ適正に評価した上で作成されているか。 ○いじめの有無についての判断は、資料や各種調査結果を基に客観的かつ合理的になされているか。 ○いじめと発生結果との間の因果関係についての調査が尽くされているか。 ○因果関係の有無は合理的な説明がなされているか。

2 重大事態に係る事実関係

(1) いじめを受けた生徒側に関する事項

項 目	具体的着眼点
ア 重大事態としての要件	<ul style="list-style-type: none"> ○診断書や担当医師からの聞き取りにより、重大事態としての要件(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある)を具備していることが明らかにされているか。 ○出席簿等の確認により、重大事態の要件である相当の期間(年30日)の欠席状況等が明らかにされているか。 ○いじめが原因又は背景であると疑うに足る十分な理由があったことが明らかにされているか。
イ 生徒の性格、学校生活及び私生活における素行や環境	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒、保護者、友人、担任教諭、部活動顧問などに対する聞き取り調査等により、生徒の性格や交友関係を含む生活実態、その他生徒を取り巻く環境等が明らかにされているか。 ○いじめ以外の悩みや不安についても調査が行われて明らかにされているか。
ウ 生徒の内心面、精神状態とその変化	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の日記、書き置き、知人宛てのメール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)内でのやり取りなどが収集又はその内容が明らかにされているとともに、本人や家族、友人などからの聞き取り調査により、生徒の内心面が明らかにされているか。 ○生徒の内心面及び精神状態の変化の状況が明らかにされているか。
エ 動機・背景	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が自傷行為に及んだり、不登校など長期欠席となっている場合、必要な調査によりその動機や背景が明らかにされているか。 ○動機・背景と発生結果との間の因果関係について必要な調査がされ、ある程度の証明がなされているか。

(2) いじめをした生徒側に関する事項

項 目	具体的着眼点
ア 行為者及び関係者の特定	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒、教職員その他関係者からの聞き取り調査等により、いじめをした側の行為者及び関係者が特定されているか。 ○特定されていない場合において、特定に至らない合理的な理由が存在することが明らかにされているか。
イ 行為の特定	<ul style="list-style-type: none"> ○行為者や関係生徒からの聞き取り、生徒間におけるメール通信やSNS等への書き込み、学校の指導日誌などにより、日時、場所及び態様といったいじめに係る行為が具体的に特定されているか。 ○いじめが長期間又は集団で行われている場合は、それぞれ個

ウ 行為者の性格、学校生活及び私生活における素行や環境	<ul style="list-style-type: none"> ○別具体的に特定されているか。 ○行為は、資料や調査結果により厳格に証明されているか。 ○行為者やその保護者、担任教諭（過去を含む。）などに対する聞き取り調査により、行為者の性格や交友関係、家庭環境が明らかにされているか。 ○家庭環境などに問題がある場合、それがいじめを引き起こした要因となっているか否かを判断するための必要な調査が行われているか。
エ いじめに至る動機・背景	<ul style="list-style-type: none"> ○行為者とその保護者、行為者の友人、担任教諭などに対する聞き取り調査により、いじめに至る動機や背景が明らかにされているか。 ○動機や背景に矛盾や不自然な点はないか。

3 重大事態への学校及び教職員の対応

項目	具体的着眼点
(1) 初期的対応	<ul style="list-style-type: none"> ○発生時の対応責任者等への連絡状況や対応責任者等からの指示事項等が明らかにされているか。 ○当該連絡状況は予め定めている連絡体制やマニュアルに沿ったものであったか。 ○関係生徒、担任教諭からの聞き取り調査、指導日誌やその他の記録により、いじめを認知した時点における初期対応が明らかにされているか。 ○保護者や関係機関への通報・連絡状況が明らかにされているか。 ○関係機関に事前に相談をしていた場合は、その状況等が明らかにされているか。
(2) 対応経過	<ul style="list-style-type: none"> ○関係生徒、担任教諭からの聞き取り調査、指導日誌やその他の記録により対応経過が明らかにされているか。 ○対応経過は時系列的に整理され、対応状況に不自然な点はないか。
(3) 情報提供及び情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者等への情報提供などの状況が明らかにされているか。 ○対応に必要な情報について、学校内又は教職員間で共有されていることが明らかにされているか。

4 重大事態に対し講じた措置

項目	具体的着眼点
(1) 連絡状況及び必要な指示	<ul style="list-style-type: none"> ○発生時に学校から連絡を受けた状況、連絡を受けた後の学校に対する指示事項等が明らかにされているか。 ○連絡状況は、予め確立している連絡体制に矛盾していないか。
(2) 知事への速やかな報告	<ul style="list-style-type: none"> ○知事への報告は速やかに行われているか。 ○報告まで相当の期間を要した場合は、その理由が明らかにされているか。
(3) 情報提供及び情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○対応のために必要な情報が速やかに関係者や関係機関に提供や共有の状況について明らかにされているか。
(4) 助言・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○重大事態対応のため必要な助言・指導が行われ、その状況が明らかにされているか。
(5) 生徒・保護者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒・保護者への情報提供をはじめ、その対応状況が明らかにされているか。 ○生徒・保護者からの苦情や要望について明らかにされ、必要な対応をしていることが明らかにされているか。
(6) 再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○喫緊に必要な再発防止対策が検討され、実施した再発防止対策について会議の議事録などの資料により明らかにされているか。

5 当該報告に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置

項目	具体的着眼点
(1) いじめに対する平素の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ放置の風潮などといった問題の有無を判断するための校内環境などに関する必要な調査やアンケート等が行われるか。 ○いじめ防止に関する平素の取組について職員間の共有が図られるか。
(2) 今後の再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○問題点が整理・議論され、今後の再発防止対策が示されているか。

※ 道教委又は私立学校から報告のあった調査結果について検討する際の着眼点を例示したものであるが、個別事例に応じて異なる